

令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金交付要項

令和8年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所環境政策課（2階） 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 電話 027-898-6292（直通） 電子メールアドレス gx-senryaku@city.maebashi.gunma.jp</p>

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>ゼロカーボンシティの実現に向けて、家庭における新エネルギー・省エネルギーの普及促進を図るため、対象設備を新規に購入し設置した個人に対し、その費用の一部を補助します。</p>
内容	<p>補助対象者は、次のいずれにも該当する個人です。 ただし、市長が適当と認めたときはこの限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象となる設備を設置する市内の店舗併用住宅を含む住宅（以下「住宅」という。）に自ら現に居住し、住所をおいている者 2 住宅に対象となる設備を自ら設置し、住宅で利用する者 3 市税を滞納していない者 4 次に掲げる事項の全てに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

		(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
補助対象 設備及び 対象経費	<p>【補助対象設備】</p> <p>1 給湯機</p> <p>(1) 太陽光発電連携型給湯機</p> <p>(2) 家庭用燃料電池コージェネレーション</p> <p>2 定置用蓄電池設備</p> <p>3 太陽光発電設備</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>令和8年4月1日以降、補助対象設備を新規に購入し設置した際にかかった費用</p> <p>※中古品や転売品の設置は補助対象外です。</p> <p>※一世帯につきそれぞれ一基の補助を限度とします。</p> <p>過去に補助を受けた設備は、補助対象外です。</p> <p>※その他、対象設備の詳細等につきましては、別添「令和8年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業の手引き」に記載のとおりです。</p>	
交付金額	<p>1 給湯機</p> <p>(1) 太陽光発電連携型給湯機 50,000円</p> <p>(2) 家庭用燃料電池コージェネレーション 50,000円</p> <p>2 定置用蓄電池設備 蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)</p> <p>3 太陽光発電設備 30,000円</p>	
交付 手 続 等	<p>1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助対象者は、補助を受ける設備を良好な状況で保持し使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。また、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、移動、転売、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p>	

	<p>4 補助対象者は、この補助金を交付申請した内容、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）及びこの要項を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>5 対象設備の購入又は設置工事の相手方は、市内事業者（前橋市内に本店・支店・営業所等を有する者）に限ります。</p>
受付期間	<p>対象となる設備を設置後、次の期間までに申請してください。 令和8年6月1日（月）～令和9年3月20日（金）（消印有効） ただし、期間中であっても予算額に達した時点で受付を終了します。</p>
交付申請の方法	<p>受付期間内に、次の書類をメール、窓口へ持ち込み、又は郵送で申請してください。メールで提出した場合は、届いたことを確認するため、環境政策課まで電話でご連絡ください。</p> <p>なお、書類の内容について、必要に応じて電話等で確認を行う場合があります。</p> <p>(1) 交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号) (2) 補助事業内容説明書 (様式第2号) (3) 製品仕様書（カタログの写しなど性能基準がわかるもの） (4) 補助対象設備の支払を証明する書類（領収書等）の写し (5) 補助対象設備の設置を証明する書類（保証書等）の写し (6) 設置の完了を証明する写真 (7) 完納証明書（前橋市の市税に未納額のない証明）※¹ (8) 再エネ発電設備が設置してあることがわかる書類 ※² (9) その他市長が必要と認める書類</p> <p>※1…発行から3ヶ月以内のもの ※2…太陽光連携型給湯機及び定置用蓄電池の補助申請をする場合のみ</p>
交付決定及び確定の時期等	<p>提出された書類の審査を行い、受理した日から14日以内に予算の範囲内で交付の可否、金額、条件等を決定及び確定し、次の書類により通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号） ・ 不交付決定通知書（様式第4号）
請求の方法、支払時期等	<p>1 交付決定兼確定通知後、補助金交付請求書（様式第5号）により請求してください。</p> <p>2 提出された請求書の内容を確認後、受理した日から30日以内に支払います。</p>

<p>交付決定の取消又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 本要項及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 (1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額</p>
<p>申請書等の様式</p>	<p>1 交付申請書兼実績報告書兼誓約書 (様式第1号) 2 補助事業内容説明書 (様式第2号) 3 交付決定通知書兼確定通知書 (様式第3号) 4 不交付決定通知書 (様式第4号) 5 補助金交付請求書 (様式第5号)</p>